

福島県農業・農村振興条例（下線部：令和7年10月改正）

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第一節 農業及び農村振興の基本方針(第七条)

第二節 農業及び農村振興の主要施策(第八条—第十九条)

第三章 農業及び農村の振興に関する施策の推進(第二十条—第二十三条)

附則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、気候変動などの地球規模の環境問題の発生や世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び遊休農地の増加 _____
_____など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、食料安全保障の確保 _____に努めることはもちろん、県土の保全や環境と調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらし、特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを乗り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）**第四条**に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

- 3 農業及び農村の振興は、食料安全保障の確保に向け安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。
- 4 東日本大震災により甚大な被害を受けた農業及び農村は、農産物の信頼回復及び活力ある農村復活のため、復興再生が図られなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

- 2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第五条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第二章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第一節 農業及び農村振興の基本方針

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 農業の担い手の育成及び確保並びに多様な農業者等も参画しながら地域の特性を生かした農業を促進すること。

二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。

三 県民一人一人が県産農産物を入手でき、一食一食を大切に健康で豊かな食生活を送ることができるよう、食料安全保障の確保に向け、県産農産物の安定生産に努めること。

四 環境と調和し持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第二節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第八条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、放射線への対応を含めた農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、営農再開への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第九条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進、家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物の発生の予防及びまん延の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第十条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、地域の話し合いによる農地の集積及び集約化の促進等優良農地の確保、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産方式の導入促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上等)

第十一条 県は、放射線への対応を含めた農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、農業及び農村振興のため、農地の除染の着実な推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第十二条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第十三条 県は、農産物の付加価値の向上及び創出、広域的集荷体制の強化及び国内外での販路の拡大を図るため、県産農産物の安全性の確保、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関連する産業との連携強化の促進、知的財産の保護及び活用その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の安全性を確保するための検査その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第十四条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の集積及び集約化、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第十五条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の

保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第十六条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(鳥獣害の対策)

第十七条 県は、鳥獣による農作物等の被害を防止するため、鳥獣の農地への侵入の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第十八条 県は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。）の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第十九条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第三章 農業及び農村の振興に関する施策の推進

(基本計画の策定)

第二十条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第二十一条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第二十二条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第二十三条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第六九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年条例第七三号）

この条例は、公布の日から施行する。